

会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっての 質疑応答集

平成25年12月
日本学術会議選考委員会

1. 推薦全般

問1 平成26年10月1日付けで発令される新たな会員及び連携会員が選考される大まかな流れとスケジュールはどうなっているのか。

答 次の表のとおりです。
(平成26年)

～1月28日(火)	候補者選定・候補者の推薦書作成(完了)
1月29日(水) ～2月2日(日)	推薦書の提出期間(メール通信サービスの利用)
2月7日(金)	推薦書提出締切(最終)
2月～4月	選考委員会分科会による選考
4月～6月	選考委員会による調整の後、会員候補者名簿及び連携会員候補者名簿を幹事会へ提出
6月～7月	幹事会による審議の後、会員候補者名簿の総会への付議決定及び連携会員候補者の決定
7月11日(金)	臨時総会による会員候補者の承認
以降	人事上の諸手続
10月1日(水)	発令(予定)

問2 前回の推薦手続と比べ、今回の変更点はどのようなものか。

答 大きな変更点はありません。前回の推薦手続に沿った方法を予定しています。

2. 推薦者関係

問3 会員候補者や連携会員候補者を推薦できるのは、現在の会員及び連携会員だけなのか。

答 そのとおりです。

ただし、特任連携会員（日本学術会議会則第7条第1項に基づき任命された連携会員）は、会員候補者や連携会員候補者を推薦できません。

問4 現在の会員及び連携会員として、候補者を推薦する際に認識しておくべきことは何か。

答 会員及び連携会員の推薦については、現在の会員及び連携会員が責任を持って推薦を行うというコ・オペレーション方式で行います。

言い換えると、推薦を行うことができる者は、現在の会員及び連携会員に限られています。

コ・オペレーション方式は、私たち一人ひとりの主体的かつ積極的な協力があって初めて機能するものです。

次期の会員及び連携会員の候補者の推薦は、現在の会員及び連携会員の重要な役割です。男女共同参画の推進、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家からの選出などの視点も考慮の上、「優れた研究又は業績がある科学者」から幅広く、多様な候補者を推薦するようお願いします。

問5 委員会や分科会を開催して、組織的に候補者推薦の調整を行うことはどうか。

答 推薦に当たって、組織的に候補者推薦の調整を行うことを目的として委員会や分科会を開催することは適切ではありません。ご遠慮ください。

問6 候補者を推薦するに当たり、所属する学協会と相談してよいか。

答 会員の推薦については、以前は、日本学術会議に登録された登録学術研究団体から候補者を推薦してもらう方式を採っていましたが、平成17年の法律改正により、会員及び連携会員の推薦については、現在の会員及び連携会員が責任を持って推薦を行うというコ・オペレーション方式で行うこととなりました。

そのため、科学者として、自らの見識と判断に基づいて推薦してください。
所属する学協会の関係者と相談して候補者を推薦することはご遠慮ください。

問 7 自分の意思だけで、候補者を推薦してよいのか。

答 そのとおりです。
科学者としての自らの見識と判断に基づいて推薦してください。

問 8 今回、推薦する候補者の人数は、「5名まで、うち会員候補者は2名以内」とのことであるが、必ず5名推薦しないといけないのか。また、会員のみの推薦や連携会員のみでの推薦でもよいのか。

答 1名の候補者だけでも推薦することはできます。
また、会員のみや連携会員のみを推薦することはできますが、会員候補者の推薦数は2名を超えることはできません。
ただし、会員候補者を推薦しなければ、連携会員候補者を最大5名まで推薦することができます。
選考を充実したものとするため、枠内でできるだけ多くの候補者を推薦されるようお願いします。

問 9 候補者の推薦を行う場合、優先順位を付けることはできるのか。

答 推薦に当たって優先順位を付することはできません。
仮に優先順位が付された推薦書が提出されても、選考過程においてその優先順位が考慮されることはありません。

問 10 推薦者が会員である候補者と、推薦者が連携会員である候補者で、選考過程での取扱いに差異はあるのか。

答 推薦者が会員であるか連携会員であるかによって選考過程での取扱いに差異はありません。

問 11 一人の推薦者から推薦を受けた候補者と、複数の推薦者から推薦を受けた候補者で、選考過程での取扱いに差異はあるのか。

答 一人の候補者に複数の推薦があっても、選考過程での取扱いに差異はありません（問 25 参照）。

問 12 女性研究者は、選考過程において配慮されるのか。

答 候補者の推薦に当たっては、「優れた研究又は業績がある科学者」を対象とし、幅広く多様な構成になるよう、女性研究者、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家などの属性に配慮していただくこととしております。

特に、女性研究者については、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において平成27年の成果目標が「日本学術会議の会員に占める女性の割合 22%」「日本学術会議の連携会員に占める女性の割合 14%」と定められており、この割合を遵守しなければなりません。そのため、より多くの女性研究者の候補者を挙げていただきたいと思いますと考えております。

その後の選考過程においては、選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

問 13 若手研究者は、選考過程において配慮されるのか。

答 候補者の推薦に当たっては、「優れた研究又は業績がある科学者」を対象とし、幅広く多様な構成になるよう、女性研究者、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家などの属性に配慮していただくこととしております。

特に、若手研究者については、平成26年10月から新たに「若手アカデミー」が設置されるため、就任時に40歳未満（平成26年10月1日現在）の候補者を挙げていただきたいと思いますと考えております。

その後の選考過程においては、選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

問 14 地方在住者は、選考過程において配慮されるのか。

答 候補者の推薦に当たっては、「優れた研究又は業績がある科学者」を対象とし、幅広く多様な構成になるよう、女性研究者、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家などの属性に配慮していただくこととしております。

特に、地方在住者については、地区会議の活動に支障を来すような地域が生じないように配慮する方針を示しております。現在の会員について、勤務地を有するブロック別会員数を見ると、関東地区が 129 名と過半数を超えている一方、中国・四国地区が 4 名、北海道地区が 6 名と少なくなっている地域があり、偏りが見られますので、より多くの地方在住者の候補者を挙げていただきたいと考えております。

その後の選考過程においては、選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

ブロック別会員数 (単位：人)

ブロック	第一部	第二部	第三部	合 計
北海道	1	4	1	6
東北	1	4	5	10
関東	48	35	46	129
中部	4	11	3	18
近畿	14	8	9	31
中国・四国	1	1	2	4
九州・沖縄	3	4	5	12
合計	72	67	71	210

※平成 25 年 11 月 1 日現在の勤務地による人数を掲載

3. 候補者関係

問 15 候補者としての資格要件はあるのか。

・年齢制限、国籍 など

答 候補者としての資格要件は、「優れた研究又は業績がある科学者」であることです。

ただし、以下の制限条件がありますので、ご注意ください。

- ① 会員候補者は、原則として、発令時に 67 歳未満（昭和 22 年 10 月 2 日生まれ以降）であること。

※会員は 70 歳に達すると自動的に退任となることから、少なくとも 1 期（3 年）は活動が行えるようにするためです。連携会員候補者には年齢制限はありません。

- ② 会員候補者及び連携会員候補者は、いずれも日本国籍を有する者であ

ること。

※会員は、特別職の国家公務員（非常勤）、連携会員は、一般職の国家公務員（非常勤）です。

問 16 外国に住む日本人を推薦できるのか。

答 日本国籍を有していれば推薦できます。

ただし、日本学術会議の活動（関係する委員会・分科会や地区会議等に所属し、審議活動や国際活動等を行うこと）を十分に行うことができるか考慮してください。

問 17 候補者として対象にすることができる科学者の範囲はどのようなものか。

答 候補者の範囲は、会員及び連携会員としてふさわしい優れた研究又は業績がある、現会員及び現連携会員以外の科学者です。

ただし、現特任連携会員は、推薦されない限り選考の対象になりません。

また、推薦者の検討に当たっては、会員及び連携会員の使命及び役割を十分に果たすことができる科学者であることにもご留意ください（問 19 参照）（推薦依頼書※ 7 ページの別紙 2 「会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっての留意点」参照）。

※「推薦依頼書」とは、平成 25 年 11 月に選考委員会が会員及び連携会員に向けて発出した「日本学術会議会員候補者及び連携会員候補者の推薦依頼書」をいう（以下同じ）。

問 18 今回、自動的に会員候補者となる者（現在の連携会員）や自動的に連携会員候補者となる者（退任する会員及び退任する連携会員）についても、推薦することはできるのか。

答 推薦する必要はありません。

仮に推薦書が提出されても、選考過程においてその推薦書を活用することはありません。

問 19 特任連携会員は、現職であれば自動的に会員又は連携会員の候補者となるのか。

答 特任連携会員の場合、推薦されない限り、「優れた研究又は業績がある科学者」であっても会員及び連携会員の選考の対象となりません(問17参照)。

問20 推薦された候補者は、全員が会員又は連携会員になれるのか。

答 推薦された候補者全員が会員又は連携会員に選出されるものではありません。選考委員会等による所要の選考過程を経ることになります。

問21 任命されたらどのような義務が生じるのか。(現在の職務に影響がでるのか。)

答 会員は、非常勤の特別職の国家公務員、連携会員は、非常勤の一般職の国家公務員として任命されます。

また、任期中(平成26年10月1日～平成32年9月30日(任期6年))は、関係する委員会・分科会や地区会議等に所属し、審議活動や国際活動等を行うことになります。

さらに、会員にあっては、執行役員的な位置付けとして、総会や部を構成し、日本学術会議の運営に関わる事項の審議・決定を行うことになります。

問22 誰が候補者として推薦されているかどうか、事務局から推薦の締切前に情報提供をしてもらえるのか。

答 事務局が情報提供を行うことはしません。

推薦書は5日間という短期間に一斉に受け付けることとなっており、その間に内容に関する照会があっても、期間内に情報の選択や配列をすることは困難であると考えます。

4. 候補者へ就任意思を確認する際の留意事項

問23 候補者に連絡するに当たって特に留意すべき点があるか。

答 推薦依頼書37ページの別紙6「選出時の就任意思を確認する際の説明事項」を参照して、候補者に対し説明をしてください。

特に、「推薦された者が必ずしも会員又は連携会員に選出されるものではないこと」については、「推薦＝任命」との誤解を生じないよう十分にご配慮をお願いします。

説明内容を候補者に理解していただいた上で、選出された場合は就任意思があるかどうかの確認を行っていただき、推薦書の「2. 候補者が記入する項目」への記入をお願いしてください。その際、作成完了日（平成26年1月28日）があることにご留意ください。

問 24 候補者に連絡したところ、以前推薦されたことがあると言われたが、どのように対応すればよいか。

答 平成23年の改選時又はそれ以前に推薦されたが、会員又は連携会員として選考されなかった方と思われます。

この場合、候補者となるためには、改めて推薦する必要がありますので、推薦手続を行ってください。

問 25 候補者に連絡したところ、既に他の現会員又は現連携会員から連絡があり、承諾をし、推薦書の記入依頼があったと言われたが、どのように対応すればよいか。

答 できる限り多くの候補者の推薦が望ましいことから、既に他の会員又は連携会員から推薦を受けている場合は、他の候補者を推薦してください。

なお、選考過程においては、複数の推薦があっても差異を設けることはありません（問11参照）。

ただし、他の会員又は連携会員が連携会員として推薦している候補者を会員として推薦する場合には、別に推薦する必要がありますので、当該候補者にその旨を伝えた上で、推薦書の記入を依頼して推薦手続を行ってください（問32参照）。

問 26 所属する学協会からどのような情報提供が行われているのか、学協会に聞いてもよいか。

答 日本学術会議から協力学術研究団体に対し、情報提供を依頼する際に、「情報提供される科学者本人の了解をとらない」こと、「外部への公表等を控えていただく」ことをお願いしています。

そのため、学協会に情報提供の内容は聞かないでください。

なお、協力学術研究団体からの情報提供の扱いについては、推薦依頼書 4 1 ページの別紙 8 「協力学術研究団体からの候補者情報の提供について」を参照してください。

問 27 推薦後に何らかの事情があって候補者にすることができなくなった場合、どのように対応すればよいか。

答 推薦後の候補者の取消しについては、選考過程において考慮することになりますので、速やかに事務局にご連絡ください。

5. 推薦書の記載関係

問 28 候補者本人が直接ホームページから推薦書を入手してもよいか。

答 差し支えありません。

問 29 推薦書は手書きでよいか。

答 推薦書は、データとして処理する関係上、すべて電子的に作成してください。

ただし、パソコンをお持ちでない場合や電子的に作成することが難しい場合は、事務局にご連絡ください。

問 30 推薦者は、自分の署名を行う必要はないのか。

答 必要ありません。

推薦書の提出に当たっては、指定したメール通信サービスを利用することにより、予めご登録いただいたメールアドレスで本人認証を伴う確実なファイル送受信が可能となり、なりすまし防止ができるからです。

問 31 推薦者が記入する項目に、「候補者が所属するのに適切と考える分野別委員会」があるが、候補者の専門分野を特定する趣旨か。

答 候補者の専門分野や活動分野を検討するための参考情報として用いるためです。

問 32 推薦者が記入する項目に、「候補者の推薦区分」があるが、「会員として推薦する」とした候補者は、同時に連携会員候補者としても選考対象になるが、「連携会員として推薦する」とした候補者は、会員候補者の選考対象とはならないという理解でよいのか。

答 そのとおりです。

会員候補者は同時に連携会員候補者になりますが、連携会員候補者はそれをもって会員候補者にはなりません。もちろん、他の会員又は連携会員から会員候補者として推薦された場合は会員候補者にもなります（問 25 参照）。

問 33 候補者本人が記入する項目を推薦者自らが記入してよいのか。

答 候補者本人に関する情報については、正確性の観点から、候補者本人に記入をお願いしてください。ただし、手指の負傷などにより候補者本人が記入困難な場合は、聞き取りなどにより推薦者が記入しても差し支えないものとします。

問 34 候補者本人が記入する項目について、記入を終えた内容を、推薦者の立場で確認する必要はあるのか。

答 候補者本人が記入した項目内容に推薦者が手を加えることは適当ではありませんが、推薦者が明らかに疑問を抱く記入事項については、候補者本人に確認してから推薦してください。

問 35 推薦書に記入した個人情報、どのように扱われるのか。

答 個人情報の管理については、推薦依頼書 39 ページ別紙 7 「個人情報の取扱いについて」のとおり定めて厳正に取り扱うこととし、候補者情報は、選考実務の遂行、任命手続及び役割検討の目的以外の用途に使用することはありません。

6. 推薦書の提出関係

問 36 候補者本人との間での推薦書のやり取りは、通常の電子メールを使ってもよいのか。

答 候補者本人との間での推薦書をやり取りする際は、セキュリティ対策を講じるなど、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

問 37 推薦書の提出方法は、「指定したメール通信サービスを利用して事務局に送信する」とあるが、この他の方法は認められないのか。

答 パソコンをお持ちでない場合や指定の方法により難しい場合は、事務局にご連絡ください。

問 38 「私書箱開設のお知らせ」などの事務局からのメールが配信予定時間になっても届かなかったり、設定した親展パスワードを忘れてしまったりした場合、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

問 39 推薦書の提出の際、違うファイルを添付して送信してしまったが、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

指定したメール通信は、1回送信すると、再送信できない仕組みとなっています。

問 40 推薦書の提出期間中に提出できなかった。どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

なお、最終の推薦締切は、平成26年2月7日（金）までですのでご注意ください。

問 41 推薦書を提出したが、事務局が受領したことを確認する方法はあるのか。

答 事務局が推薦書を受領（ファイルのダウンロード）すると、ほぼ同時に推薦者のメールアドレスあてに「ダウンロードされた」旨の連絡メールが届きます。

パソコンの環境によっては届かない場合がありますので、受領を確認したい場合は事務局にご連絡ください。

（お問い合わせ先）

日本学術会議事務局企画課選考担当

TEL：03-3403-1081

E-mail：as258@scj.go.jp